

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点11-1-①： 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

(観点到係る状況)

学校教育法第70条の7に「校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。」と記されているとおり、校長が名実ともに学校運営の責任者である。また、本校では、学則に基づき、教務主事、学生主事、寮務主事を置き、その役割を定めている(資料11-1-①-1)。

内部組織規則において、校長の職務を補佐するための副校長を置き、教務主事をもって充てている。また、校長補佐として、学生主事、寮務主事、専攻科長及びテクノセンター長を置いている(11-1-①-2, 3)。

各種委員会については、各委員会規則によりその役割を定めており、現在27の委員会を置いている(資料11-1-①-4)。これらの中で、企画会議は校長、副校長、校長補佐及び事務部の部課長で構成されており、全学の管理運営に関する企画立案をしている。運営会議は、企画会議のメンバーに各学科長及び一般科目長で構成しており、校長のトップマネジメントを支える意思決定に直結した委員会である。運営会議で審議・決定された事項についての学内への周知は、学内ホームページ等を通じて教職員に通知されるとともに、重要事項を中心に、全教員で構成する教員会において周知を図っている。

諸問題について改善提案等があった場合は、該当の委員会で審議・検討を行い、内容により運営会議で審議・決定するというプロセスを採っている(資料11-1-①-5)。

(分析結果とその根拠理由)

校長をはじめ、学則でその役割を明示している教務、学生及び寮務の3主事並びに副校長・校長補佐を置き、学校運営全般について、校長のリーダーシップのもとで効果的な意思決定が行える態勢となっている。運営会議の議事録等は、学内ホームページ等を通じて教職員に周知しており、重要なものについては、教員会において周知徹底を図っており、遺漏のないよう留意している。学校運営に係る重要な委員会として、教務、学生、学寮の3委員会を置き、当該担当主事がそれぞれ委員長として委員会の運営を行っている。

以上のことから、本校では学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっている。

資料11-1-①-1

学 則

- 第9条 本校に教務主事, 学生主事及び寮務主事を置く。
- 2 教務主事は, 校長の命を受け, 教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
 - 3 学生主事は, 校長の命を受け, 学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
 - 4 寮務主事は, 校長の命を受け, 学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(出典 学則)

資料11-1-①-2

内部組織規則

(副校長)

- 第2条 本校に副校長を置く。
- 2 副校長は, 教務主事をもって充てる。
 - 3 副校長は, 校長の職務を補佐し, 校長に事故があるときは, その職務を代行する。

(校長補佐)

- 第3条 本校に校長補佐を置く。
- 2 校長補佐は, 学生主事, 寮務主事, 専攻科長及びテクノセンター長をもって充てる。
 - 3 校長補佐は, 校長の職務を補佐する。

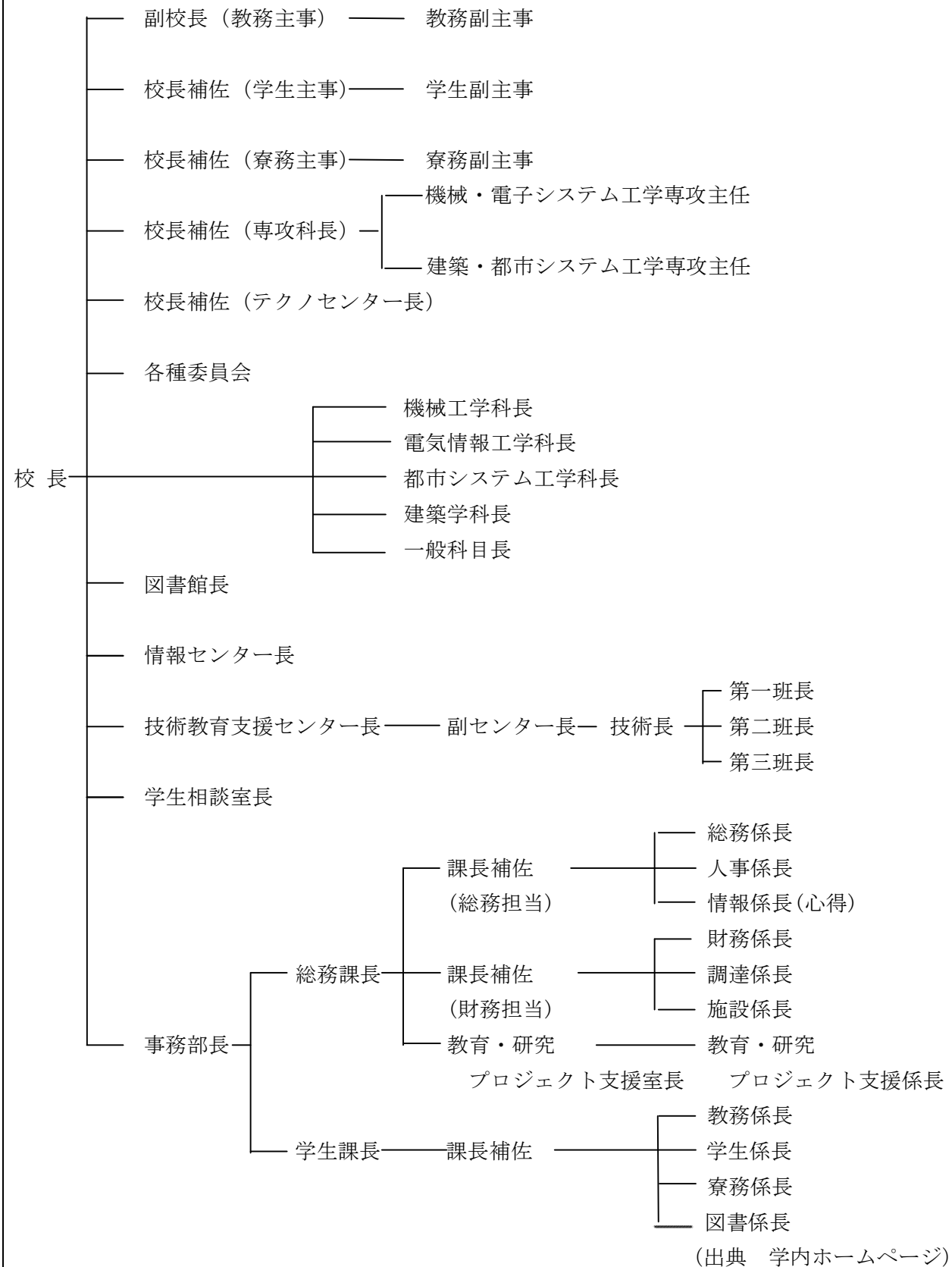
(副主事)

- 第4条 本校に教務副主事, 学生副主事及び寮務副主事（以下「副主事」という。）を置く。
- 2 副主事は, 講師以上の専任教員をもって充てる。
 - 3 副主事は, 当該主事の職務を補佐する。

(出典 内部組織規則)

資料11-1-①-3

運 営 組 織 図



資料11-1-①-4

各種委員会の役割等

委員会名	主な審議事項	主な委員構	その他
企画会議 (年間開催数：13回)	全学の管理運営に関する企画立案	◎校長，副校長，各校長補佐，部課長	必要に応じて専門委員会を設置
運営会議 (年間開催数：13回)	企画会議及び委員会等からの提案事項の審議	◎校長，副校長，各校長補佐，各学科長，部課長	
教員会 (年間開催数：13回)	校長の諮問に応じて，校務全体に係る連絡調整	全教員（議長は互選，部課長陪席）	
教務委員会 (年間開催数：14回)	教育課程の編成等教務に関する重要事項	◎教務主事及び副主事，各学科等の教員，学生課長	
学生委員会 (年間開催数：15回)	厚生補導及び課外活動にする重要事項	◎学生主事及び副主事，各学科等の教員，学生課長	
学寮委員会 (年間開催数：17回)	学寮運営及び寮生の厚生補導に関する必要事項	◎寮務主事及び副主事，各学科等の教員，学生課長	
図書館委員会 (年間開催数：3回)	図書館の管理運営に関する必要事項	◎図書館長，各学科等の教員，学生課長，図書係長	図書館規程の中で規定
情報センター管理運営会議 (年間開催数：1回)	情報センターの管理運営に関する必要事項	◎情報センター，副センター長，各学科等の教員，各課長，関係職員	
技術教育支援センター委員会 (年間開催数：1回)	同センターの組織・運営に関する重要事項	◎センター長，副センター長（事務部長），各学科等の教員，技術長及び各班長，学生課長	
テクノセンター委員会 (年間開催数：7回)	同センターの管理運営に関する重要事項	◎センター長，総合企画室長及び部門長，総務課長	テクノセンター規則の中で規定
将来計画・自己点検等委員会 (年間開催数：1回)	中期計画，点検・評価に関する必要事項	◎副校長，各校長補佐，各学科長等，図書館長，各センター長，関係委員会委員長，部課長	必要に応じて作業部会を設置
施設設備マネジメント委員会 (年間開催：1回)	施設設備のマネジメントに関する必要事項	◎校長補佐（学生担当），関係副主事，各学科長等，図書館長，各センター長，各課長	施設設備マネジメントに関する規程の中で規定
環境マネジメント委員会 (年間開催数：0回)	環境マネジメントに関する重要事項	◎校長補佐（連携担当），副校長，各校長補佐，各学科長等，図書館長，各センター長，部課長	環境マネジメントに関する規程の中で規定。
広報委員会 (年間開催数2回)	広報活動に関する必要事項	◎委員長（校長指名），各学科等の教員，情報センター副センター長，各課長	必要に応じて専門委員会を設置

資料 11-1-①-4 (続き)

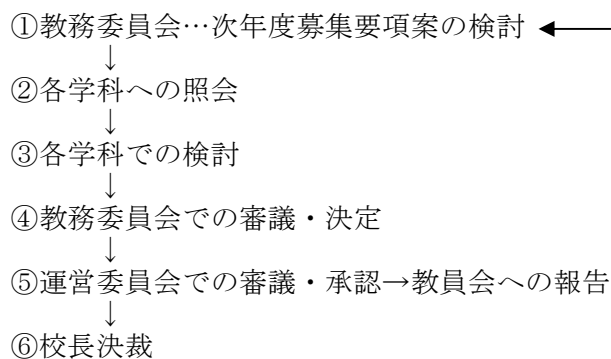
国際交流委員会 (年間開催数：0回)	国際交流の推進に関する必要事項	◎校長補佐（専攻科担），テクノセンター長，教務・学生・学寮委員会委員，留学生指導教員，各課長	必要に応じて専門委員会を設置
情報公開委員会 (年間開催数：3回)	情報公開に関する必要事項	◎副校，各校長補佐，図書館長，部課長	
レクリエーション委員会 (年間開催数：1回)	職員の能率増進，レクリエーションに関する項	◎総務課長，各学科等の教員，関係職員	
防災対策委員会 (年間開催数：0回)	防災に関する基本事項	◎校長補佐（寮務担当），副校長，各校長補佐，各学科長等，部課長	防災規程の中で規定
FD委員会 (年間開催数：10回)	教員研修及び教育活動の点検・改善に関する事項	◎委員長（校長指名），各学科等の教員，学生課長	必要に応じて専門委員会を設置
専攻科・JABEE委員会 (年間開催数：13回)	専攻科及びJABEEプログラムに関する必要事項	◎専攻科長，専攻主任，各学科等の教員，学生長	必要に応じて専門委員会を設置
人権教育推進委員会 (年間開催数：2回)	人権教育に関する基本事項	◎委員長（校長指名），各学科等の教員，学生課長	
入学者選抜委員会 (年間開催数：6回)	入学者の選抜に関する事項	◎校長，副校長，各主事，専攻科長，各学科長等，部長，学生課長	
安全衛生委員会 (年間開催数：11回)	教職員の安全管理に関する基本事項	◎副校長，衛生管理者，安全管理者産業医，総務課長，過半数代者の推薦者7名	
教育研究活動評価等委員会 (年間開催数：1回)	教育研究活動の評価に関する必要事項	◎校長，副校長，各校長補佐，校長指名の委員	
知的財産委員会 (年間開催数：1回)	特許等の手続きに関する必要事項	◎テクノセンター長，総合企画室長，各部門長，総務課長	
進路指導委員会 (年間開催数：1回)	進路指導に関する必要事項	◎校長補佐（学生主事），専攻科長進路担当教員，関係教員，学生課長	
教員選考委員会 (年間開催数：12回)	教員候補者選考に関する必要事項	◎校長，副校長，各学科長及び一般科目長，当該学科の教授	

- (注) 1. 年間開催数は，平成21年度中の開催数を示す。
 2. 主な委員構成の中の◎印は，委員長を示す。
 3. 小委員会や部会は当該の委員会に含まれる。

(出典 学内ホームページ)

資料11-1-①-5

(例) 教務委員会関係・・・募集要項の改訂



(出典 教務委員会の活動をもとに作成)

観点11-1-②： 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。

(観点に係る状況)

企画会議が重要事項について基本方策を企画・立案するとともに学校全体の連絡調整を図る(資料11-1-②-1)。運営会議でそれらの審議を行い、校長が最終決定をする(資料11-2-②-2)。本校における各種委員会には、一般科目、各学科及び専攻科からそれぞれ委員を選出し、その役割により適宜、委員を加えることとしている。

各種委員会規程には事務部における担当課が明示され(資料11-1-①-4参照)、事務部の担当課長が委員として参画し、教職員が協働で当該委員会の担当に当たることによって、実務的な機動性を発揮することができる委員構成となっている。

事務部各課各係等の所掌事務は事務分掌規程で定めている(資料11-1-②-3)。また、事務部長、2課長、課長補佐及び係長で構成する事務連絡協議会を組織し、事務部及び学校運営に係る事務処理等について検討を行い、日常業務の改善に役立てるとともに、2課における情報の共有を図っている。

危機管理については、危機管理規程を定めている(資料11-1-②-4)。また、安全マニュアルなど、その他の関連する規定を定めている(資料11-1-②-5)。毎年度緊急連絡網が整備され、教職員に周知されている。学生・教職員等のメール・電話・FAXによる連絡網も備わっている。

(分析結果とその根拠理由)

各種委員会規程には事務部における担当課が明示され、担当課長が委員として参画し、教職員が協働で当該委員会の担当に当たることによって、実務的な機動性を発揮することができる委員構成となっている。事務組織は、それぞれの所掌事務を分掌している。事務部長及び2課長は企画会議及び運営会議の委員として参画し、管理運営に係る重要事項の審議に直接関わっている。危機管理規程が整備され、安全マニュアルが作成されている。また、学生・教職員等の連絡網が備わっている。

以上のことから、管理運営に関する諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動している。また、危機管理に対する体制も整備されている。

資料11-1-②-1

企画会議規則

(趣旨)

第1条 明石工業高等専門学校内部組織規則第18条第2項の規定に基づき、企画会議（以下「会議」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(企画・立案)

第2条 会議は校長を補佐し、次の各号に掲げる事項を企画・立案する。

- (1) 本校の運営に関する基本方策に関する事。
- (2) 本校の教育研究の基本方策に関する事。
- (3) 予算等に関する基本方策に関する事。
- (4) 施設・設備の整備等に関する基本方策に関する事。
- (5) その他本校の管理運営に関する重要事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 校長補佐
 - (4) 事務部長
 - (5) 各課長
 - (6) その他校長が指名する者
- 2 前項第6号の委員の任期は、1年とする。

(議長)

第4条 校長は、会議を招集し、その議長となる。

2 校長に事故があるときは、副校長が、その職務を代行する。

(出典 企画会議規則)

資料11-1-②-2

運営会議規則

(審議事項)

第2条 会議は、校長の諮問に応じ、企画会議、委員会等から提案された事項を審議する。

(委員長及び委員会の招集)

第4条 校長は委員長となり委員会を招集する。ただし、議事の進行は、副校長が行う。

2 委員長に事故あるときは、副校長が代行する。

(出典 運営会議規則)

事務組織規程

(事務部の組織)

第2条 事務部に総務課及び学生課を置く。

(総務課の事務)

第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学校の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 儀式・会議、その他諸行事に関すること。
- (3) 学則その他諸規程の制定及び改廃に関すること
- (4) 内地研究員、在外研究員、教育研究集会等に関すること。
- (5) 科学研究費及び研究助成等に関すること。
- (6) 学術団体等との連絡に関すること。
- (7) 自己点検・評価、外部評価及び認証評価に関すること。
- (8) 広報及び情報公開に関すること。
- (9) 渉外に関すること。
- (10) 法人文書類の收受、発送、編集及び保管に関すること。
- (11) 公印を管守すること。
- (12) 地域社会等との連携に関すること。
- (13) 各種業務の電算化に係る企画、立案及び連絡調整に関すること。
- (14) 情報センターの事務に関すること
- (15) 事務情報化の推進に関すること。
- (16) 教職員の異動・懲戒及び服務等に関すること。
- (17) 給与に関すること。
- (18) 人員の管理に関すること。
- (19) 出張及び研修に関すること。
- (20) 勤務評定に関すること。
- (21) 衛生管理、福祉及び労働災害補償に関すること。
- (22) 退職手当に関すること。
- (23) 栄典及び表彰に関すること。
- (24) 人事記録に関すること。
- (25) 調査統計、その他諸報告に関すること。
- (26) 構内の警備取締りに関すること。
- (27) テクノセンターに関すること。
- (28) 予算実施計画に基づく収入及び支出の原因となる行為に関すること。
- (29) 予算の差引に関すること。
- (30) 予算配賦に関すること。
- (31) 競争入札に関すること。
- (32) 契約に関すること。
- (33) 債務者に対する納入の請求に関すること。
- (34) 現金、預金、貯金及びその他有価証券の管理に関すること。
- (35) 帳簿その他証拠書類の保存に関すること。
- (36) 債権の管理に関すること。
- (37) 月次決算及び年度末決算に関すること。
- (38) 資産及び物品の管理に関すること。
- (39) 会計の監査に関すること
- (40) 収入、支出及び計算証明に関すること。
- (41) 所得税等の徴収に関すること。
- (42) 土地、建物の借入に関すること。
- (43) 職員宿舎に関すること。
- (44) 共済組合に関すること。
- (45) 施設マネジメントに関すること。
- (46) 土地、建物及び構築物の整備復旧に関すること。
- (47) 土地、建物及び構築物の維持保全に関すること。
- (48) 環境マネジメントに関すること。
- (49) 学校環境の整備保全に関すること。

資料 11-1-②-3 (続き)

(50) その他会計経理に関する事務を処理すること。

(51) その他学生課の所掌に属さないこと。

(学生課の事務)

第4条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 入学者の選抜に関すること。

(2) 学生の修学指導に関すること。

(3) 教育課程の編成及び授業に関すること。

(4) 学生の学業成績の整理及び記録に関すること

(5) 学生の学籍に関すること。

(6) 学生の課外教育に関すること。

(7) 学生に対する奨学金、授業料等の減免・徴収猶予及び経済援助に関すること。

(8) 学生の厚生施設及び保健施設の管理運営に関すること。

(9) 学生の厚生事業に関すること。

(10) 学生の安全管理及び保健管理に関すること。

(11) 学生に対する職業指導及び就職あっせんに関すること。

(12) 学生寮の管理運営に関すること。

(13) 学生の入退寮に関すること

(14) 図書館の管理運営に関すること。

(15) 図書館資料の受入及び整理・保存等に関すること。

(16) 図書館資料の閲覧及び貸出等利用に関すること。

(17) その他教務、厚生補導及び図書に関する事務を処理すること。

第6条 総務課に教育・研究プロジェクト支援室長を置く。

2 教育・研究プロジェクト支援室長は、上司の命を受け、室に関する重要な事務を処理する。

3 教育・研究プロジェクト支援室長の事務分掌については、別に定める。

(出典 事務組織規程)

資料 11-1-②-4

明石工業高等専門学校危機管理規程

平成 23 年 5 月 25 日制定

(目的)

第1条 この要領は、明石工業高等専門学校(以下「本校」という。)において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理及び危機対策等を定めることにより、本校の職員及び本校の学生等の安全確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 本校の危機管理及び危機対策については、他の法令等並びに高専機構の規定等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員及び学生等

本校の職員、本校の学生及び本校において業務を行うことが認められている者をいう。

(2) 危機

災害及び火災のほか、テロ、重篤な感染症などの重大な事件や事故で職員及び学生等の生命若しくは身体又は本校の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。

(3) 危機管理

危機が生じた際にどのように対応すべきか部局等を指導し、管理する調整された活動をいう。

(4) 危機対策

危機発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置並びに危機発生時において被害を最小限に抑制するための緊急の対応をいう。

(5) 部局等

一般科目、機械工学科、電気情報工学科、都市システム工学科、建築学科、専攻科、学生寮、技術教育支援センター及び事務部をいう。

(平常時における危機管理)

第3条 校長は、平常時より、全学的な危機管理を統括するために、リスク管理室を設置するものとし、室員は企画会議の構成員をもって充てる。

2 リスク管理室の室員については、その他校長が指名する者を加えることができる。

3 リスク管理室及び部局等の長は、次の各号に掲げる危機管理を行うものとする。

- (1) 情報の収集、分析及び対応策の検討
- (2) 職員及び学生等に対する適切な情報提供
- (3) 危機管理マニュアル等の作成、見直し
- (4) 職員及び学生等の危機意識の涵養を図る研修会及び訓練の実施
- (5) 緊急時の危機対策の組織体制、活動内容及び意思決定づくり
- (6) 緊急時の情報伝達方法の整備
- (7) その他危機管理に係る必要な事項

(校長等の責務)

第4条 校長は、本校における危機管理及び危機対策を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 副校長は、校長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。

3 部局等の長は、当該部局等における危機管理及び危機対策の責任者であり、リスク管理室と連携を図りつつ、当該部局等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 職員及び学生等は、危機管理に努めなければならない。

(校長の代理者)

第5条 校長が外国出張等により不在の場合並びに校長に事故があるときは、副校長がその職務を代行する。

資料 11-1-②-4 (続き)

(危機に関する通報等)

第6条 職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し又は発生するおそれがあることを発見した場合は、部局等の長に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた部局等の長は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

第7条 校長は、危機が発生し又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 前項の対策本部は、原則として校長室に設置するものとする。

3 対策本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 本部長は、校長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

(2) 副本部長は、副校長をもって充て、本部長を補佐する。

(3) 本部員は、リスク管理室員をもって充てる。

(4) 本部員には、必要に応じて関係部局長等及び外部有識者を加えることができる。

4 対策本部は、本部長が危機の収束の宣言を行ったときに解散するものとする。

5 対策本部の事務は、総務課が主管するものとする。

(危機対策本部の権限)

第8条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

2 職員及び学生等は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、その事案処理にあたり、企画会議、運営会議及び教員会(以下「会議等」という。)の審議を含め本校の規程等により必要とされる手続きを省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に会議等に報告しなければならない。

(危機対策本部の業務)

第9条 対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 危機の情報収集及び情報分析

(2) 危機において必要な対策の決定及び実施

(3) 職員及び学生等並びに保護者への危機に関する情報提供

(4) 危機に係る関係機関との連絡調整

(5) 危機に関する報道機関への情報提供

(6) 部局等との連携に関すること。

(7) その他危機への対応に関して必要な事項

(機構本部等との連携)

第10条 対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとする。また、必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(秘密保持の義務)

第 11条 本校の危機管理又は危機対策に関する業務に従事する職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

(出典 明石工業高等専門学校危機管理規程)

その他の関連規定

- ① 安全衛生委員会規則
- ② 教職員安全衛生管理規程
- ③ 情報セキュリティ管理規程
- ④ 情報セキュリティ推進規程
- ⑤ 情報セキュリティ教職員規程
- ⑥ 情報セキュリティポリシー取扱要項
- ⑦ ソフトウェア管理取扱要項
- ⑧ セクシュアル・ハラスメント防止等に関する要項
- ⑨ 毒物及び劇物の管理に関する取扱規程
- ⑩ 防火管理規程
- ⑪ 防災規程
- ⑫ 災害対策本部設置要項
- ⑬ インフルエンザ等への対応について（申し合わせ）
- ⑭ 学外からの照会に対する対応について
- ⑮ 勤務時間外緊急連絡体制
- ⑯ 安全管理マニュアル
- ⑰ web 意見箱
- ⑱ 実験実習安全衛生必携
- ⑲ 災害時における業務対応マニュアル及び防災マニュアル
- ⑳ 緊急連絡先一覧

(出典 その他関連規定)

観点11-2-①： 自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。

(観点に係る状況)

本校の規程(資料11-2-①-1～3)に基づき、平成17年度に続き、平成22年度に内部点検評価を実施し、平成23年3月に自己点検・評価報告書としてまとめ公表している(資料11-2-①-4, 5)。

(分析結果とその根拠理由)

本校の規程に基づき、内部点検評価を行ない、自己点検・評価書として報告書をまとめ公表している。

以上のことから、自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されている。

将来計画・自己点検等委員会規程

(趣旨)

第1条 中期計画等の策定並びに自己点検及び自己評価（以下「自己点検等」という。）を行うため、将来計画・自己点検等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副校長及び校長補佐
- (2) 各学科長及び一般科目長
- (3) 図書館長
- (4) 情報センター長
- (5) 技術教育支援センター長
- (6) 広報委員会委員長
- (7) FD委員会委員長
- (8) 事務部長及び各課長

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 中期計画等の策定に関する事。
- (2) 自己点検等の項目・実施に関する事。
- (3) 自己点検等の結果の活用の方策に関する事。
- (4) 教員の教育業績等の評価に関する事。
- (5) その他中期計画等の策定及び自己点検等の実施に関して必要な事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要があるときは、特定の事項について作業部会を設けることができる。

- 2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成4年11月4日から施行する。

(この間の附則省略)

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

(出典 将来計画・自己点検等委員会規程)

認証評価部会要項

(設置)

第1条 将来計画・自己点検等委員会規程第6条に基づき認証評価部会（以下「部会」という）を置く。

(審議事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 認証評価にかかる自己評価書の作成
- (2) 認証評価の審査等への対応
- (3) 認証評価に関し、校長から諮問された事項

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副校長
- (2) FD委員会委員長
- (3) 各学科及び一般科目の教授又は准教授（ただし、校長が特に認めた場合は、講師も可とするの中から選出された者各2～3名
- (4) 各課長
(部会長等)

第4条 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は副校長をもって充てることとし、副部会長は部会員の中から部会長が選任する。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。

(部会員以外の者の出席)

第5条 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の部会への出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 部会に専門の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会には専門部会長を置き、原則として部会員の中から部会長が選任する。
- 3 専門部会の審議内容その他の必要な事項については、部会が定める。

(事務)

第7条 部会の事務は、総務課において処理する。

(出典 認証評価部会要項)

H22 自己点検書 WG

		チーフ	サブチーフ	メンバー			
WG1	目的・目標	松田 安隆		細川 篤	鍋島 康之	松下 通紀	大塚 毅彦
WG2	教育体制と教員及び支援職員	加藤 隆弘	善塔 正志	越智 内士	本間 哲也	濱田 幸弘	工藤 和美
WG3	教育内容と方法	森下 智博		石丸 和宏	前原 澄子		
WG4	教育の成果及び改善システム	田坂 誠一	倉光 利江	江口 忠臣	藤原 誠之	高田 功	佐村 敏治
WG5	学生の受入れ	堤 保雄		大橋 健一	中川 肇		
WG6	学生支援	八木 雅夫		関森 大介	松宮 篤		
WG7	選択的評価AとB	中井 優一	檀 和秀	大向 雅人	武内 将洋	境田 彰芳	堀 桂太郎
WG8	施設・設備・財務・管理	事務部		坂戸 省三	後藤 太之	大塚 毅彦	

(出典 総務課資料)

資料 1 1 - 2 - ① - 4

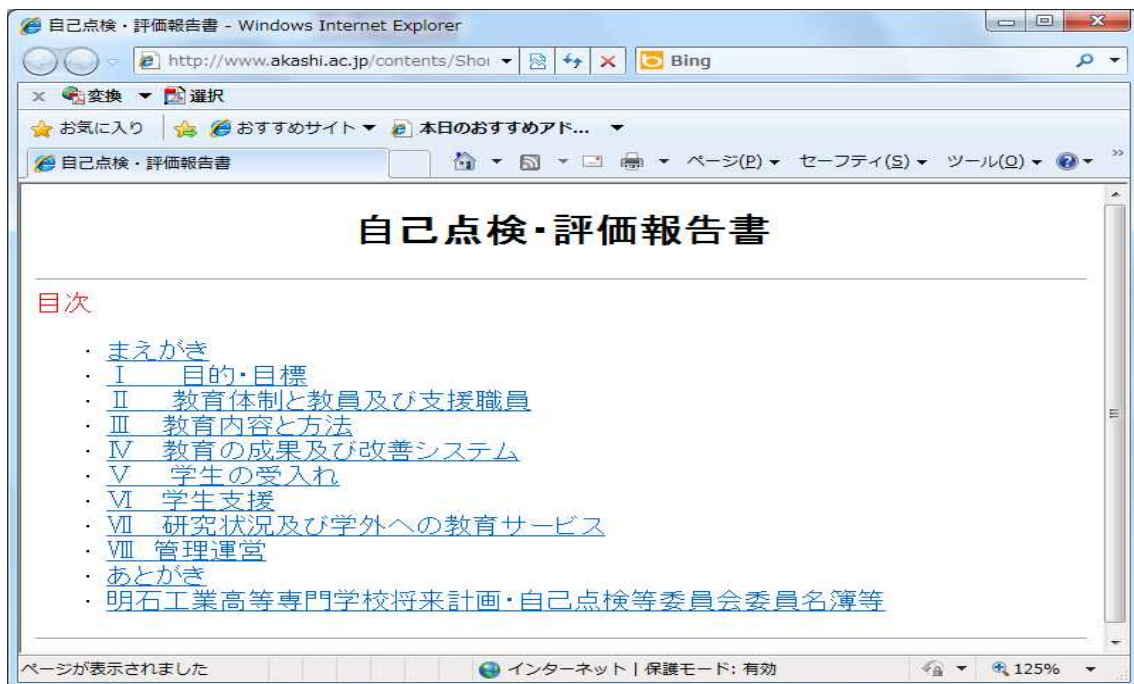
点検・評価活動



(出典 本校ホームページ)

資料 1 1 - 2 - ① - 5

点検・評価活動



(出典 本校ホームページ)

観点11-2-②： 自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。
 (観点に係る状況)

外部評価実施要項(資料11-2-②-1)に基づき、平成18年度から有識者懇談会が開催(資料11-2-②-2)され、外部有識者等により検証が行われている。

(分析結果とその根拠理由)

自己点検・評価の結果を毎年度、テーマごとに有識者懇談会を開催し、その内容を記した報告書を公表している。

以上のことから、自己点検・評価の結果について外部有識者等による検証が実施されている。

資料 11-2-②-1

外部評価実施要項

(趣旨)

第1条 明石工業高等専門学校(以下「本校」という。)における教育研究及び管理運営の改善に資することを目的として学外の有識者による評価(以下「外部評価」という。)を実施することとし、これについて必要な事項を定めるものとする。

(外部評価委員会)

第2条 本校に、次の各号に掲げる事項について、外部評価を実施するため、外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (2) 教育研究活動等の状況について本校が行う評価に関する重要事項
- (3) その他運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者を委員として、若干名をもって組織する。

- (1) 教育研究分野に精通した大学又は高等専門学校の教育研究機関の教員等
- (2) 産業界の産業動向に精通した者
- (3) 本校の所在する地域の関係者で、教育に関し、広く、かつ、高い識見を有する者
- (4) その他高等専門学校に関し、広く、かつ、高い識見を有する者

(委嘱)

第4条 委員は、校長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、外部評価の実施に必要な期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、校長が委嘱する。

(運営)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(外部評価の実施方法)

第8条 外部評価は、資料による調査のほか、本校において実施する実状聴取及び実地調査等により行う。

資料 11-2-②-1 (続き)

(外部評価の実施結果)

第9条 委員会は、外部評価の実施結果について、外部評価報告書を作成し、公表するものとする。

(外部評価に対する改善)

第10条 本校は、外部評価報告書に基づき、改善のための諸方策を講じるものとする。

(事務)

第11条 外部評価の実施に関する事務は、総務課において処理する。

(実施細目)

第12条 この要項に定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則 (平成15.4.11)

1 この要項は、平成15年4月11日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

2 懇話会設置要項 (平成10年6月3日制定) は、廃止する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

(出典 外部評価実施要項)

資料 11-2-②-2

平成18年度 有識者懇談会

日 時	平成19年2月7日	
テーマ	全 般	
外部委員	糸野 清明	神戸新聞社論説委員
	薄井 洋基	神戸大学工学部長
	小田 茂	(社) 兵庫工業会 会長
	北口 寛人	明石市長
	澤田 俊郎	同窓会会長
	長谷 和利	大久保中学校校長
	深津 隆彦	日工株式会社常務取締役 技術製造本部長
	山田 一成	東播磨県民局長

平成20年度 有識者懇談会

日 時	平成20年10月8日	
テーマ	産学連携	
外部委員	愛原 惇士郎	NPO法人技術者集団 ACT135明石 理事長
	太田 泰雄	福井工業高等専門学校教授
	加 澤 博 敏	明石市産業振興部長
	出 来 成 人	神戸大学連携創造本部長
	深津 隆彦	日工株式会社 代表取締役 副社長
	山 口 喜 弘	(社) 兵庫工業会 会長
	米 澤 康 隆	東播磨県民局地域振興部長

資料 11-2-②-2 (続き)

平成 21 年度 有識者懇談会

日 時	平成 21 年 8 月 26 日	
テーマ	入学志願者の確保	
外部委員	井上 光輝	豊橋技術科学大学電気・電子工学系教授
	加藤 正文	神戸新聞社 論説室委員
	金田 孝行	明石工業高等専門学校後援会会長
	後藤 強	加古川市立加古川中学校教頭
	柴田 尚志	茨城工業高等専門学校副校長
	田中 裕一	明石市立朝霧中学校教諭

平成 22 年度 有識者懇談会

日 時	平成 22 年 9 月 21 日	
テーマ	国際交流	
外部委員	中西 泰洋	神戸大学留学生センター長
	松本 勉	熊本高等専門学校教授
	謝 孟 春	和歌山工業高等専門学校教授
	西田 裕	兵庫県国際交流協会
	楠本 利夫	明石市国際交流協会
	伊禮 英全	J I C A 兵庫

(出典 総務課資料)

観点11-2-③： 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

（観点に係る状況）

将来計画・自己点検等委員会規程（資料11-2-①-1 参照）に基づき、それぞれの分野ごとの状況を検証し（資料11-2-③-1, 2），中期計画等の策定に反映させることとしている。また、これをもとに年度計画（資料11-2-③-3）を策定し、その評価を次年度の年度計画に反映させている（資料11-2-③-4）。

（分析結果とその根拠理由）

年度計画については、年度当初の運営会議において、課題と目標が校長より示され、各委員会で計画が推進され、次年度に活かされることで、PDCAサイクルが機能している。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されている。

資料 11-2-③-1

運営会議
資料 1
23. 4. 20

平成 23 年度の課題と目標

～持続可能な改革・改善を目指して～

校長

1. 入学志願者確保
入試倍率 1.8 倍を目指して (推薦入試制度の検討)
2. 自己点検と機関別認証評価
機関別認証評価への対応 (10 月～12 月の 3 日間)
3. 教務関係
入試採点業務の見直し。電算システムの運用と改善。
4. 学生関係
キャンパスの環境整備等 (営繕要求)
ロボコン推進プロジェクトによるロボコン活動の支援
5. 寮関係
事務職員の寮日直廃止に伴う措置と教員宿直体制等の見直し (10 月から)
低学年寮の居室改善 (概算要求)
6. 専攻科関係
研究発表の推進・活性化 (義務化を図る)
7. 産学交流事業関係
明石高専財団の具体化に向けた取組 (50 周年記念事業会との連携)
加西市および産総研 (池田市：近畿 4 高専) との包括協定締結
8. 国際交流事業関係
・ アジアの留学生の高専体験プログラム (9 月 12 日～17 日)
中国成都電子高専等との包括協定締結 (近畿 4 高専)
近畿地区 4 高専の連携事業 (高専機構戦略経費への申請)
9. 有識者懇談会
自己点検・評価に係る諮問 (機関別認証評価に向けて)
10. その他
50 周年記念事業会の推進
技術職員の業務見直しと改善
危機管理体制の構築

以上

(出典 平成 23 年 4 月 20 日運営会議資料)

資料 11-2-③-2

平成 22 年度の活動実績と総括

校 長

1. 入学志願者確保
検討委員会（WG）の継続実施・改善策・・・広報活動の活性化、入試制度改革の調査
2. 自己点検と機関別認証評価
自己点検書の作成と認証評価への対応・・・自己点検・評価報告書の発行、資料作成の改善
3. 教務関係
成績処理等の電算処理新システムの運用・・・システムの導入と運用を開始
諸行事の出席日数の管理と成績評価等・・・改善を行い周知
4. 学生関係
学生食堂の環境整備等（営繕要求）・・・多機能化された食堂として整備
5. 寮関係
事務職員の寮直に係る件・・・職員寮直廃止に伴う問題点等の意見聴取
低学年寮の居室改善（概算要求）・・・アジア留学生の高専体験で高学年寮の整備
6. 専攻科関係
研究費の増額と研究発表の推進・活性化・・・1～2年生の研究費を同額
7. 産学交流関係
各種 GP や人材育成事業等との連携活動・・・地球観測衛星、医工連携関係プロジェクトの推進
明石産業振興財団との各種連携事業の実施
明石高専財団の具体化に向けて検討（ACT135 との連携）・・・50 周年記念事業で検討
8. 有識者懇談会
国際交流に関する諮問等・・・国際交流委員会の組織改変、大学兵庫コンソーシアムへの加盟、
近畿地区 4 高専と連携した取組の強化、独自事業の活性化
9. その他
50 周年記念事業会の推進・・・記念セレモニーの日時決定、各種事業の検討と具体化
教員の研究活動の活性化と科研費等の外部資金確保・・・若手教員による科研費獲得 WG の設置
助手以上の指導力不足教員への対応（高専機構）・・・資料を配付
親子で楽しむロボット教室等・・・ロボコン推進プロジェクトの設立

以上

（出典 平成 23 年 4 月 20 日運営会議資料）

運営会議
資料 7
23. 4. 20

明石高専 年度計画(平成23年度概要)

※セル内で段落を変える場合は Alt+Enter で改行すること。

※3枚以内でまとめること。(各事項が頁をまたがないように適宜行高を調整し、項目を立てる場合は文頭に○や①・②などを附してください)

【1. 教育に関する事項】

(1) 入学者の確保(学生募集活動、女子学生確保、入試方法の改善 等)

(学生募集活動)

- ・本校の教育研究活動などを中学校(生徒、保護者、教員)へ知らせる効果的な手段方法について検討し、実施する。
- ・従来より実施している学生募集活動に関する種々の学校行事の効果を評価し、新しい行事をも含めて、本年度実施の可否及びその内容について検討する。
- ・前年度実施した種々のPR手段の効果を評価して、次年度のPR方法の検討を行う。
- ・関係委員会と協調し、広報を行うターゲットの絞込みを行う。

(女子学生確保)

- ・入学志願者確保検討WGにおいて女子学生確保の方策を検討する。
- ・広報委員会において女子中学生をターゲットとした広報を検討する。
- ・女子学生の受入れ拡大を目指して、校内の施設環境を点検する。

(入試方法の改善)

- ・平成22年度の入学試験の実績を調査し、次年度の取組み方法を検討する。
- ・中学生数などの統計データや高校入試を取り巻く周辺環境などから選抜方法を検討する。
- ・工業高校との意見交換の機会を設け、連携を強化する働きかけを行なう(編入学生の受入)
- ・推薦入試の改善本科入試の実施方法・選考方法等の見直しを検討する。
- ・全国高専における最寄り地受験の実施に先がけ、平成24年度入試で、大阪市に近畿地区4高専共同の特別検査場を設ける。

(2) 教育課程の編成(学科再編、大括り化・コース制の導入、専攻科の充実 等)

(学科再編、大括り化・コース制の導入)

- ・将来の学科再編を視野に入れた教育推進プログラム(平成2223年度特別教育研究経費「医療・福祉・環境と工学を融合した新分野に展開する教育プログラムの構築」)に申請する。を推進する。
- ・将来構想等校長諮問委員会答申の「医工連携コース(仮称)について」に基づき、関係委員会でそのあり方について検討する。
- ・時代の要請や地域の特性に応じた学科の再編・整備を検討する。

(専攻科の整備充実)

- ・専攻科の専攻とコース制、入学定員増について検討する。
- ・将来構想等校長諮問委員会答申の「医工連携コース(仮称)について」に基づき、専攻科の構成について検討する。

(その他)

- ・社会の要望や学生の希望などを的確に調査・分析し、学力と人間力を備えた技術者の育成を念頭に、教育課程を検討する。

(3) 優れた教員の確保(採用方針、女性教員採用、他機関との交流、FD 等)

(採用方針)

- ・新任教員採用の際に外国人及び企業経験者の促進に努める。

(女性教員採用)

- ・校内施設環境を点検し、女性教員採用の更なる促進を検討する。
- ・女性教員の更なる採用促進を目指して、校内施設環境を点検する。

資料 11-2-③-3 (続き)

(他機関との交流)

- ・他大学及び他高専との人事交流を促進する。

(FD)

- ・学生への授業アンケートを実施し、組織的な授業改善を図る。
- ・教員研修を実施し、外部研修会などへの参加の報告を全教員にメールで行うよう依頼する。
- ・~~学外研修会等への積極的参加及び報告のLAN等による他教員への情報提供を継続する。~~
- ・~~授業の公開や外部専門家による研修等を通して教育改善を図る。~~

(教員評価)

- ・適正・公平で透明性の高い評価方法の改善に努める。

(4) 教育の質の向上・改善(自己点検評価、JABEE認定、共同教育、企業人材の活用 等)

(自己点検評価)

- ・教育の質の改善をも含め、~~認証評価の申請に向けて自己点検書を作成する。自己点検書に基づき認証評価を受審する。~~

(JABEE認定)

- ・JABEE継続認定に向けて教育活動の点検作業を実施する。

(共同教育)(企業人材の活用)

- ・共同教育の実施、企業人材の活用等、地域との連携に配慮した教育体制構築への取組を検討する。

(教育改善)

- ・教育のクオリティコントロールを図るため、現状の課題を把握する。
- ・授業改善に関するグッドプラクティスを共有化し、改善を図る。
- ・各科の優れた教育実践例や独自教材などのデータベース化を行う。
- ・eラーニングシステムを導入した授業の普及を検討する。

(専攻科の教育の質の向上)

- ・~~学習・教育目標の重要性と修子生の達成度についてのアンケートを修子生と企業や大学院等~~に実施する。
- ・専攻科生を対象に教育目的と学習・教育目標に関する意識調査を実施する。~~教育目的と学習・教育目標に関するアンケートを全学生と全教職員に実施し、周知度状況を把握する。~~
- ・専攻科の教育の質の向上を図るため、JABEEプログラム、TOEIC等 外部機関の認定・評価を修了要件としないことにより、単位制度の実質化を図る。

(インターンシップの充実)

- 全学科において、インターンシップを実施する。

(その他)

- ・学習到達度試験等を実施し、その結果を分析する。また、適切な学力が獲得されているかについて、学力調査方法の検討を行う。
- ・技術者を育成するために必要な数学や物理などの基礎学力の育成・充実方法について検討する。
- ・学生の技術者として必要な読解力及びコミュニケーション能力の育成・充実方法について検討し、実施する。

(5) 学生支援・生活支援(メンタルヘルス、生活支援、キャリア教育 等)

(メンタルヘルス)

- ・年に1～2回程度、外部からカウンセラーなどを招き講演会を実施する。
- ・~~メンタルヘルス対策として、平成22年度から精神科医を配置する。~~
- ・KOSEN健康相談室の利用促進を図るための情報提供を行う。
- ・心理テスト等を活用した学生のメンタルヘルス対策を検討する。

(生活支援)

- ・学生委員会及び学寮委員会において、生活支援のあり方を検討する。
- ・生活支援に関して、学生が相談できる機会を増やすための諸方策を検討する。

資料 11-2-③-3 (続き)

(キャリア教育)

- ・卒業生、企業人等の学外者から進路に関する助言や参考意見を聞く機会を設定する。
- ・平成23年度特別教育研究経費「高専連携による、アントレプレナーシップ醸成、キャリア教育の進展」を実施し、本校のキャリア教育推進のあり方を検討する。

(6)教育環境の整備・活用(施設マネジメント、教育環境充実、環境配慮、寄宿舎整備 等)

(施設設備マネジメント)

- ・施設設備マネジメント委員会において施設設備マネジメントのあり方を検討する。
- ・施設の利用状況を調査し、施設設備マネジメント委員会において、教育スペース・共有スペースの有効活用を検討する。

(教育環境充実)

- ・アメニティを重視した教育環境の充実を図ることを検討する。

(環境配慮)

- ・省エネ、CO2削減対策として、施設設備マネジメント委員会で決定された、「設置済み空調機の大規模更新計画」に基づき、空調機を更新する。

【2. 研究に関する事項(外部資金獲得、産学連携、知財管理 等)】

(外部資金)

- ・科研費応募推進のための研修会、及び申請手続きなどの説明会を行い、申請率の向上を図る。
- ・外部資金獲得を図るため、情報収集、募集状況の周知及び学内シーズの開拓・開発に努める。
- ・若手教員による科研費申請・獲得を支援するため、科研費採択支援制度を構築する。

(産学連携)

- ・企業による明石高専の支援組織の設立を検討する。

(知財管理)

- ・講演会の実施を通じて意識の啓発を図る。

【3. 社会との連携、国際交流等に関する事項(地域技術者育成への貢献、理科教育支援、卒業生ネットワークの構築、国際交流協定の締結、学生の海外派遣、留学生の受入 等)】

(地域技術者育成への貢献)

- ・イブニング・セミナーや技術講演会・社会人教育の更なる充実を図る。

(理科教育支援)

- ・前年度に引き続き、兵庫県教育委員会で実施する「理科おもしろ推進事業」に講師を派遣し、小学生の理科教育を支援する。

(卒業生ネットワーク)

- ・同窓会と連携し、卒業生ネットワークのあり方を検討する。を構築し推進を図る。

(国際交流協定の締結)

- ・具体的な大学や研究機関を絞って、交流協定締結の可能性について検討する。
- ・近畿地区国立4高専と中国成都電子機械高等専科学校等と包括協定を締結する。
- ・ブラジルのリオ・グランデ・ド・スル連邦大学と包括協定の締結に向けて検討する。

(学生の海外派遣)

- ・昨年度プログラムの実績を評価し、本年度プログラムを検討する。特に昨年度覚書を締結した協定

資料 11-2-③-3 (続き)

校であるカリフォルニア大学アーバイン校との交流を図る。
 ・企業が募集する海外インターンシップについて調査し、本校のインターンシップとして実施可能なものを検討する。

(留学生の受入)
 ・将来的な留学生受入を目指し、「アジアの学生の高専体験プログラム」を実施する。
 ・機構本部で統一して実施している私費外国人留学生編入学試験に継続して参加し、留学生の受入促進に努めるとともに、選考基準の整備を図る。

(教員の海外派遣)
 ・教員の海外研修制度を充実し、海外の研究者・教育者との交流を活発化する。特に昨年度覚書を締結した協定校であるカリフォルニア大学アーバイン校との交流を図る。

【4. 管理運営に関する事項(危機管理体制、教職員の服務監督・健康管理、職員の研修、人事交流等)】

(危機管理体制)
 ・リスク管理室の設置等、リスクマネジメント体制を構築する。
 ・学生及び教職員から広く意見を求め、今後の改善活動に資するため、意見箱を設置する。

(教職員の服務監督・健康管理)
 ・教職員の人事労務管理に関する研修会を実施する。
 ・過半数代表等との意見交換会を実施する。
 ・「指導が不適切な教員への対応ガイドライン」を活用する。
 ・「教職員のメンタルヘルス・ガイドライン」を活用する。

(職員研修)
 ・事務職員の専門性の向上及び資質向上のため、専門分野に特化した研修に参加させる。

【5. 業務運営の効率化に関する事項(一般管理費の縮減、随意契約の見直し 等)】

(一般管理費の縮減)
 ・省エネキャンペーン(光熱水使用量などの前年比較公表)により、経費を節減する。
 ・一斉閉庁のほか、ソーラーパネル、LEDの設置等により電力量の節減を図る。
 ・事務系職員に係る学寮の宿日直の廃止を検討する。

【6. その他】

・校長と教員及び学生との個別面談を実施する。

資料 11-2-③-4

運営会議議事録

5. 有識者懇談会における委員からの提言への検討について

堤専攻科長（国際交流委員長）から、資料5に基づき、有識者懇談会において委員から受けた提言に対して、国際交流委員会の3専門委員会委員長及び広報委員会委員長と共に検討を行ったとの報告があり、国際交流センターを設置して国際化のグランドデザインを検討する等、検討結果の説明があった。

また、事務部長から、本日、大学コンソーシアムひょうご神戸の事務局から概要説明を聞いたが、4月から本校も加盟してはどうかとの提案があり、承認された。

（出典 平成23年3月16日運営会議議事録）

観点11-3-①： 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。

（観点に係る状況）

外部の有識者から頂いた提言を検討し（資料11-3-①-1）、管理運営に反映させている。

テクノセンター関係（資料11-3-①-2）では、機能強化のため平成22年度に教育・研究プロジェクト支援室を設置した（資料11-3-①-3）。また、平成20年度にはコーディネータを雇用し、多くの企業訪問を実施した。入学志願者確保では、平成21年度より大阪府下をはじめ多くの地域での学校説明会を開設するなど、提言を活かしている（資料11-3-①-4）。国際交流をテーマとした懇談会における提言から、「大学コンソーシアムひょうご神戸」にも加入した。

（分析結果とその根拠理由）

有識者懇談会の内容は報告書としてまとめられ公表されている。その提言を検討し、地域連携、入学志願者確保、国際交流など、管理運営に反映させている。

以上のことから、外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されている。

有識者懇談会での提言に対する検討結果について（抄録）

年度	提言内容（要約）	検討内容
18	<p>高専の役割というのは、やはりいろんな形で叫ばれている「ものづくり」という日本が生きていく上でのベースを、高専として支えるという、そういう役割も大きいと思う。もちろん実学だけということではなくて、学生をきっちり指導していく中で、上の大学に進みたい学生については、そういう方向の指導をするべきだ。そういう意味では、やはり実学をきっちり押さえていくという役割も、高専の重要な役割だと思う。</p>	<p>本校では、科学技術の進歩に対応した専門の知識・技術を教授し、以下の能力を備えた技術者を養成することを目的としており、「ものづくりの実学教育」は開校以来の最重点項目となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康な心身と豊かな人間性 2. 柔軟な問題解決能力 3. 実践的な技術力 4. 豊かな国際性と指導力 <p>また、上記学校全体の教育目的を受けて、5年間一貫のカリキュラムを編成し、1～3年の低学年では、一般教養に重点をおき、4・5年の高学年では専門科目に重点をおいている。全学年を通じて実験実習科目が継続的に実施されており、教養と専門が調和したものづくりの実学教育が展開されている。</p> <p>高度技術化社会においては、問題発見・自己解決能力が要求される。本校では、4・5年の上級生や専攻科においてこれらの能力を修得する教育が導入実施されている。具体的には、課題研究、工学演習、卒業研究、創発ゼミナール、専攻科特別講義、専攻科特別研究などの科目である。</p> <p>学生の進路について、本校の教育により、常に学生個々の希望に沿った形の将来性を確保することが重要である。しかし、そのための特別な授業や指導は行っていない。本校の教育目標に沿って知識や技術の修得と人間形成を実験・実習を中心とした体験的学習を介して着実に進んでいる。その成果として、多様な能力を身につけた技術者を養成できるものと考えている。</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の技術者にも生涯教育が必要なので、地元企業の技術者教育に高専の教育のノウハウを広く展開していただきたい。 ・ 技術相談に対しては、コーディネータ、OBの方を含めて前さばきをし、100%対応できるように努めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省の補助金による中小企業人材育成事業がH. 21年度から自立化し、補助金なしで、受講料を徴収して続けていく予定になっている。この事業を企業技術者の生涯教育と位置づけ、継続していく。H. 21年度はCADと機械加工を兵庫工業会に管理団体になっていただき有料で実施、シーケンサは明石市産業振興財団に管理団体になっていただき有料で実施する。H. 22年度以後はすべて明石市産業振興財団が管理団体で実施していく。中小企業の人材育成事業は明石高専が地元へ貢献できる数少ない事業の一つであり、非常に重要なことと考える。 ・ 技術相談に対してはほぼ100%対応している。研究分野によっては明石高専の教員で対応できないが、その場合はひょうご神戸産学学官アライアンスを通して他の高専、大学に橋渡しをする体制ができていく。すでに数件アライアンスをお願いした件があり、逆にアライアンスから明石高専の教員に技術相談が来たこともある。H. 20年度はコーディネーターを雇用し、多くの企業を訪問してもらい、数件技術相談を受けた。H. 21年度もコーディネーターの費用を、高専機構に申請しているところであり、採択されればまたコーディネーターを雇用し、企業との橋渡しをお願いする。

（出典 企画運営会議議事要録）

資料 11-3-①-2

○平成19年度有識者懇談会の提言に対する検討について

平成20年1月31日（木）企画運営会議議事要録（抜粋）

・有識者懇談会における提言に対する検討について

庶務課長から、友久副校長がこれまでの本会議及び各委員会での検討内容等を踏まえて取りまとめたものについて、前回の本会議後に提出された意見に基づいて作成された修正案の説明が行われた。

審議の結果、修正したものをメールにて送付することとし、意見があれば連絡することになった。

○平成20年度有識者懇談会の提言に対する検討について

平成21年1月30日（金）テクノセンター委員会議事メモ（抜粋）

・小池センター長より有識者懇談会（平成20年10月8日開催）において議論された内容について、テクノセンターとしての行動計画を策定する必要がある旨説明があった。原案をセンター長が作成し、各委員に持ち帰ってもらい検討のうえ、3月末までに計画をまとめるとのこと。

福井高専の事例として挙げられた地元企業による後援会組織の設立について、福井高専と違って地元企業の就職者数が少ない明石高専でどのようなことができるか質問があった。

○ 第2期中期計画への反映

テクノセンター

- ・近隣企業との協力連携を強化する。
- ・企業や自治体などから試験、分析、企画、計画、調査などを受託し、地域貢献と外部資金の獲得を目指す。
- ・近隣の中小企業の人材育成に寄与する。
- ・技術相談や企業訪問などにより地域産業のニーズを常時チェックし、連携の可能性を探る。

入学志願者確保

- ・技術者への志向が強く、ものづくりに興味をもち、適性を有する人材を確保できる選抜方法を検討する。
- ・本校の教育研究活動などを中学校（生徒、保護者、教員）へ知らせる積極的なPR活動を行う。
- ・本校の教育研究活動などを一般社会へ知らせる積極的なPR活動を行う。
- ・小中学生や地域住民を対象として、高専の認識を高めるための学校行事などの取組を検討する。（オープンキャンパス、高専祭、公開講座、親子ロボット教室、トライやるウィーク、出前講義など）

（出典 企画運営会議議事要録）

資料11-3-①-3

事務分掌規程

- 10 課長補佐（教育・研究プロジェクト支援室長）は、次の事務をつかさどる。
- (1) 教育・研究プロジェクト支援にかかる企画立案及び連絡調整に関すること。
 - (2) プロジェクト支援・地域連携に関すること。
- 11 教育・研究プロジェクト支援係においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 内地研究員、在外研究員、教育研究集会等に関すること。
 - (2) 研究助成等に関すること。
 - (3) 科学研究費等（財務係の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (4) 学術団体等との連絡に関すること。
 - (5) 産官学連携の推進及び地域社会等との連携に関すること。
 - (6) 生涯学習、公開講座、学校開放等に関すること。
 - (7) テクノセンターに関すること。
 - (8) その他教育・研究支援に関すること。

(出典 事務分掌規程)

資料 11-3-①-4

3. 学校説明会の会場 資料6 資料7

これまでの3会場から8会場にしたが、来年以降をどうするかについて審議した。

- ・ 本校での第2回目の説明会への参加者も80名と多かった。
- ・ 西播での学習塾主催の説明会（於：姫路商工会議所）非常に多かった。
- ・ 明石市公立高校で開催している説明会に参加できないか？

申し込みをしたが、制度の趣旨と異なるとして断られた。

- ・ 岡山、滋賀、和歌山へも学科独自で中学校訪問を行っているが、この地区で説明会を開いても参加者はほとんどないと思われる。

数年間は継続してみないと効果を判断出来ないとの意見により、次年度も昨年同様8会場で開催することになった。

(出典 平成22年4月第7回入学志願者確保検討ワーキング議事録)

観点11-3-②： 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。

(観点に係る状況)

神戸大学等と学術交流協定を締結しており、単位を修得している学生がいる(資料11-3-②-1)。海外の大学と学術交流協定を締結し、本校からの教員・学生の受け入れ先として活用している。また、インターンシップの受け入れ先として多くの官公庁や企業等に協力を頂いている。

平成20年、21年に学生支援GPで採択された、学生のキャリアアップを目的としたソーシャルマーケットプログラムでは、セミナーやワークショップ(WS)、卒業研究、ゼミ、課外でのボランティア活動などを中心に、継続して取り組んでいる。それらの活動に対して、学生の主体性を堅持しつつ協働し、支援と指導を行っている。

本プロジェクトでは、国、兵庫県・明石市、小中学校、自治会、各種協議会、NPOや福祉団体、小規模作業所、民間企業など、26団体と連携をしている。これらの協働教育の成果のひとつとして、いくつかの団体から学生が表彰されている(資料11-3-②-2)。また、平成18年から合同ロングホームルームを用いて、低学年(1~3年)を中心に外部講師を招いて「アントレプレナーシップ教育」セミナーを実施している(資料11-3-②-3)。

(分析結果とその根拠理由)

単位互換協定により学生が他大学で単位を取得している。インターンシップでは多くの官公庁や企業等の協力を得ている。また海外の大学とも協定を締結し、教員・学生の受け入れ先として活用している。学生支援GPとして採択されたソーシャルマーケットプログラムの活動においては、外部からの講師、地域の団体等と連携している。

以上のことから、学校の目的を達成するために、外部の教育資源を活用している。

資料 11-3-②-1

他大学単位取得状況 (人数)

	神戸大学		放送大学		長岡技術科学大学		計	
	5年生	専攻科生	5年生	専攻科生	5年生	専攻科生	5年生	専攻科生
平成18年度	0	2	0	1	0	0	0	3
平成19年度	3	8	0	2	0	1	3	11
平成20年度	1	11	0	0	-	-	1	11
平成21年度	0	6	0	0	-	-	0	6
平成22年度	0	4	0	0	-	-	0	4
計	4	31	0	3	0	1	4	35

他大学研修実績 (人数)

	オークランド大学	UCLAアーバイン校	計
平成18年度	35	-	35
平成19年度	19	-	19
平成20年度	19	-	19
平成21年度	14	-	14
平成22年度	28	3 (1)	31 (1)
計	115	3 (1)	118 (1)

* () は教員

インターンシップ実績 (単位認定者) (人数)

	4年生	専攻科生	計
平成18年度	46	23	69
平成19年度	33	26	59
平成20年度	38	33	71
平成21年度	52	26	78
平成22年度	107	34 (1)	141 (1)
計	276	142 (1)	318 (1)

* (1) はアーバイン研修

(出典：学生課資料)

資料 11-3-②-2

ソーシャルマーケット 学生活動に対する表彰等

平成20年度

プロジェクト名	大会等	部門	賞
ため池に浮き島(チナンパ)を作ろう	全国高等専門学校デザインコンペティション 2008 in 高松	環境デザインコンペティション	優秀賞
コウノトリ再導入のためのピオトープ 水田作成	2008 年度「日本建築学会設計競技『記憶の器』」		タジマ奨励賞
	全国高等専門学校デザインコンペティション 2008 in 高松	環境デザインコンペティション	最優秀賞 (国土交通大臣賞)
ビジネスアイデア・コンペティションへの参加	グローバル・エンタープライズ・チャレンジ 2008		3位
	京都大学 Virtual Company Trade Fair 2008	大学部門	特別賞

平成21年度

コウノトリ再導入のためのピオトープ 水田作成	2009日本ストックホルム青少年水大賞		審査部会特別賞
ACTデザイン	第15回学生CGコンテスト	静止画部門	奨励賞
	京都大学ベンチャー・ビジネスラトリー ・「テクノ愛」発明&事業化プランコンテスト	高校の部	入賞

平成22年度

東播磨地域のため池の環境保全活動	第12回日本水大賞		農林水産大臣賞
エコ炭による水質浄化と地域活性	日本高専学会第 16 回年会講演会	ポスターセッション	最優秀賞

(出典：学生課資料)

資料 11-3-②-3

アントレセミナー・WS (平成21年度)

実施日	内 容	講 師
.05.27	隠すネジから魅せるネジへ 世界のアートネジへの挑戦	川端ネジ製作所 代表 川端謙二
06.10	発想力アップ↑セミナー	アトリエ・カプリス 代表 岩田直樹
10.28	「自ら考え行動し、課題を解決する力」を育むー呉高専・高専生テクノショップについてー	呉工業高等専門学校 機械工学科 准教授 岩本英久
11.11	観光ユニバーサルデザインへの挑戦ーこれからの学生に必要なユニバーサルマインダー	神戸ユニバーサルツリズム 代表 鞍本長利
.11.18	おカネで世界を変える 30 の方法	未来バンク事業組合理事長 田中優
12.16	ビジネスをハピネスにする働き方	(株)エンパワーリング 代表取締役 上村光弼
01.13	プロデュース能力は高専で磨いたー未来のキャリアのために、今やることー	(株)アートランド 代表取締役 高田佳子
.01.24	ユーザー参加型デザインワークショップ 2010 アントレプレナーシップ&インクルーシブデザイン 1Day コンペ	九州大学大学院芸術工学研究院 准教授 平井康之

(出典：学生課資料)

観点 11-4-①： 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

(観点に係る状況)

本校の教育研究活動の状況やその成果のうち日常的な活動に関しては、ホームページで情報を発信している(資料11-4-①-1)。「学校要覧」を始め「研究・教育シーズ集」・「研究紀要」・「テクノセンター報告書」等では、年度ごとの状況を広くわかりやすく発信している(資料11-4-①-2~4)。

(分析結果とその根拠理由)

本校の教育研究活動の状況やその成果は、組織の状況から日々の活動に至るまで、複数のメディアを通じて広くわかりやすく社会に発信している。

以上のことから、高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動に成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信している。

資料 11-4-①-1

活動状況の公表

The screenshot shows a web browser window displaying the website of Akashi National College of Technology. The page title is '活動状況の公表' (Publicity of Activities). The browser address bar shows 'http://www.akashi...'. The page content includes a sidebar with several promotional banners and a main 'NEWS' section. The news items are listed with dates and brief descriptions of events, such as '平成23年度文化発表会を開催します' (2011.06.20) and '「トライやる・ウィーク」を実施しました' (2011.06.20). A link 'ニュース一覧はこちら' (Click here for news list) is visible at the bottom right of the news section.

(出典 本校ホームページ)

資料 11-4-①-2

研究・教育シーズ集



(出典：本校ホームページ)

資料11-4-①-3

研究紀要



(出典：本校ホームページ)

資料11-4-①-4

テクノセンター報告書



(出典：本校ホームページ)

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・企画会議が重要事項を企画・立案し、運営会議で審議するなど、校長のリーダーシップのもとで効果的な意思決定が行える態勢となっている。
- ・運営会議の議事録等は、学内ホームページ等を通じて教職員に周知しており、重要なものについては、教員会において周知徹底を図り、遺漏のないよう留意している。
- ・事務組織は、それぞれの所掌事務を分掌している。事務部長及び2課長は企画会議及び運営会議の委員として参画し、管理運営に係る重要事項の審議に直接関わっている。
- ・年度当初の運営会議において、課題と目標が校長より示され、各委員会で計画が推進され、次年度に活かされている。
- ・教育研究上基礎的な情報、修学上の情報そして財務情報等の情報公開を実施している。

(改善を要する点)

該当なし

(3) 基準11の自己評価の概要

学校運営に係る重要な事項は、校長、副校長、校長補佐、事務部長、各課長で構成する企画会議で企画・立案し、さらに各学科長及び一般科目長を加えた運営会議で審議を行い、校長が最終決定をする体制となっており、校長のリーダーシップの下で円滑に実施できる体制が整備されている。

事務組織は、総務、学生の2課がそれぞれの所掌事務を分掌している。事務部長および2課長は企画会議及び運営会議の委員として参画して重要事項の審議に直接関わっている。

将来計画・自己点検等委員会により、それぞれの分野ごとの状況を検証し中期計画等の策定に反映させている。また、平成18年度から有識者懇談会が開催され、外部有識者等により検証が行われ、その内容は報告書としてまとめられ公表されている。そして、5年ごとに自己点検・評価書が発行されている。

本校の教育研究活動状況やその成果に関する情報を、複数のメディアを通じて広くわかりやすく社会に発信している。